
重 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化・物流の高度化等が進展する中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、以下3点につき、三位一体で効果的に取り組んでいくことが重要です。

まず、「税」の面、すなわち歳入官庁としての税関の役割は、国税収入の約1割（約5兆円）を徴収する機関として極めて重要になっています。その中で、適正な申告が可能となるよう納税環境の整備を図るとともに、事後調査等に重点的に取り組むことにより、関税等の適正な賦課及び徴収を確保することが重要です。

また、「関」の面では、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の一層効果的な水際取締りを行うことが重要です。

さらに、「貿易円滑化」の面では、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理を実現することで、利用者の利便性の向上に努めることが重要です。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第165回国会 総理大臣所信表明演説

第166回国会 総理大臣施政方針演説

第166回国会 財務大臣財政演説

平成19年度予算編成の基本方針（平成18年12月1日閣議決定）

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成19年1月25日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）

知的財産推進計画2006（平成18年6月8日知的財産戦略本部決定）

今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定、18年6月16日及び12月26日一部改正）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日 財政・経済一体改革会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-3-4：税関手続における利用者の利便性の向上

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

○ 業績目標 5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

イ 輸入品の品目分類及び課税価格の評価並びに原産地証明の適正性の確保

関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、輸入（納税）申告内容（品目分類

及び課税価格等)の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において、輸入貨物に係る輸入(納税)申告が適正に行われているか否かを確認する事後調査を実施します。とりわけ、事後調査については、適正かつ公平な課税の観点から重点的に取り組んでいきます。さらに、適正な輸入(納税)申告が行われるためには、専門家である通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、定期的な通関業者・通関士への立入調査を通じた適正な申告を行うことの指導、法令遵守状況の検証、誤った申告の多い通関業者・通関士に対する業務の改善指導など、通関業者・通関士に対する指導・監督を適時適切に実施します。

□ 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類及び課税価格の評価等について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入(納税)申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることが可能となります。

事前教示制度の事務処理に当たっては、信頼度の高い回答を行うため、時間をかけた深度のある検討が必要となるものもありますが、平成19年度においても、迅速な対応を図るため、分類センターによる全国レベルでの分類事例の分析、全国の税関の連絡体制の一層の充実を図り、併せて、各税関においてデータベースの一層の活用を推進します。当該目標に対応する業績指標として、「事前教示制度の運用状況(事前教示に一定期間以内で回答した割合)」を設定し、事前教示に迅速に対応しているかどうかを測定します。

業績指標 5-3-1：事前教示制度の運用状況(事前教示に一定期間以内で回答した割合)

(単位: %、日)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
文書による回答	95.9	94.8	95.8	N.A.	97
平均処理日数	16.3	18.7	18.3	N.A.	16
口頭による回答	99.7	99.6	99.8	N.A.	99.9

(出所) 関税局業務課調

(注1) 品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間(文書による回答については30日(回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。)、口頭による回答については即日(回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。))以内であったものの割合。

(注2) 平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

八 保税制度の適切な運用

税関では、保税地域(注)の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施すること、外国貨物の管理者が関税法に違反する行為をした場合には当該保税地域への貨物の搬入を停止すること、保税地域において外国貨物が亡失した場合には当該貨物の管理者から関税等を徴収すること等、保税地域における外国貨物の適正な管理を

行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適切な輸入（納税）申告の確保を図ります。

（注）外国から本邦に到着した輸入許可を受ける前の貨物及び本邦から外国へ輸出される貨物については、国際的なテロ対策、大量破壊兵器の不拡散等の観点から武器等の不正輸出の防止、社会悪物品の不正輸出入の阻止等に加え関税等の適正な徴収を確保するため、効率的な税関検査の実施を確保する必要があることから、原則として、税関の監督下にある特定の地域（保税地域）に置くこととされています。

○ 業績目標 5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

イ 取締体制の整備

税関では、覚せい剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、有害廃棄物、偽造カード、テロ関連物品等の輸出入が禁止されている物品について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

近年は、密輸手口の悪質化・巧妙化が進んでおり、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の水準の向上に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器を導入することにより、社会悪物品等の一層効果的な取締りを行う必要があります。

水際における取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であり、平成19年2月から、外国貿易船の船長や外国貿易機の機長等に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前の報告を義務化し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行うこととしました。このほか、X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等の取締機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器の導入に努め、平成19年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行います。

当該目標に対応する業績指標として、「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、我が国への不正薬物の流入を水際においてどれだけ阻止できているかを測定します。また、「事前選定による検査指数」及び「大型X線検査装置による検査指数」を設定し、事前報告情報や大型X線検査装置を活用した、対象を絞り込んだ検査の強化が図られているかを測定します。

業績指標 5-3-2：不正薬物の水際押収量の割合

（単位：％）

	平成11～15年	12～16年	13～17年	14～18年	15～19年目標値
水際押収量の割合	81.2	85.0	81.0	N.A.	向上

（出所）関税局調査課調

（注1）当該年を含めた過去5年間における不正薬物（覚せい剤、大麻、麻薬類（ヘロイン、コカイン、あへん））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、水際押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。

（注2）関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

（注3）平成14～18年の実績値は、平成18年における国内全押収量を把握後、平成18年度実績評価書に掲載予定。

(新)業績指標 5-3-3：事前選定による検査指数

	平成18年度	19年度目標値
事前選定による検査指数	100	118

(出所) 関税局監視課調

(注) 平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを利用して事前選定した貨物の検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定する。

(新)業績指標 5-3-4：大型X線検査装置による検査指数

	平成18年度	19年度目標値
大型X線検査装置による検査指数	100	105

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定する。

(注2) 全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

□ 関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査、積極的な情報交換を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関・WCO（世界税関機構）等の外国関係機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定等締結への取組を積極的に進めていきます。さらに、民間からの情報提供の促進に努めます。

こうして得られた密輸情報を全国一元的に管理し、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。また、前述の通り、平成19年2月から、外国貿易船の船長等に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前の報告を義務化したことから、これらの情報も有効に活用して密輸の摘発に努めます。

当該目標に対応する業績指標として、「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」を設定し、様々な手段で収集した情報が摘発に生かされているかを測定します。

業績指標 5-3-5：密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合

(単位：％)

	平成15年	16年	17年	18年	19年目標値
情報を活用したものの割合	10.0	19.6	14.7	N.A.	向上
事前報告情報を活用したものの割合	—	2.6	10.1	N.A.	17

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) は情報を端緒として摘発した件数の不正薬物の密輸摘発総件数に占める割合。

(注2) は郵便物を除く事前報告情報を端緒として摘発した件数の不正薬物の密輸摘発件数に占める割合。

(注3) 平成18年実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

- 施策 5-3-3：大型監視艇の増配備により、沖縄・先島諸島海域における取締りの強化を図る。（成果重視事業）

東西1,000km、南北400kmの海域を管轄する沖縄地区税関においては、これまで那覇港を出動拠点とする大型監視艇1艇により、広範囲な海域の監視取締りを実施してきましたが、平成18年度末に、石垣港を出動拠点とする大型監視艇1艇を配備しました。これにより、先島諸島海域の取締りの強化を図ります。

当該施策に対応する業績指標として、「大型監視艇の増配備による取締りの強化」を設定し、沖縄地区税関の管轄する海域への到達割合及び先島諸島海域における監視艇の出動回数により取締りの強化が図られているかを測定します。

業績指標 5-3-6：大型監視艇の増配備による取締りの強化（単位：％、回）

	平成17年度	18年度	19年度目標値
到達割合	41	41	100
先島諸島海域における出動回数	—	—	100

（出所）関税局監視課調

（注1）「大型」とは、全長30m程度、総トン数100t程度のものをいう。

（注2）は、沖縄地区税関管轄海域において大型監視艇出動拠点から3時間以内で主要近隣諸島に到達できる割合。

（注3）は、先島諸島海域における監視艇の出動回数。

重 業績目標 5-3-4：税関手続における利用者の利便性の向上

近年、国民の安全について社会の要請が強まる中、税関における水際取締りの強化が求められています。同時に、輸出入件数が年々増加する中、これらを円滑に処理することも求められています。

このため、税関としては、適正な通関を確保しつつ、円滑な通関処理を実現することを通じて、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献することが重要と考えます。この観点から、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査や、大型X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、輸出入通関・保税その他の税関手続の簡素化に向けた様々な制度の改善を行い、引き続き不断の見直しに努めるほか、説明会等を通じてこれらを周知していきます。

特に、国際物流におけるセキュリティ強化と効率化を通じ、我が国の競争力の強化を図るとともに、通関手続の一層の迅速化等の利便性の向上を図る観点から、コンプライアンス（法令遵守）の優れた輸出入者に対する特例措置（簡易申告制度、特定輸出申告制度）の改善に重点的に取り組んでいきます。

また、アンケート調査により輸出入通関等の個別の制度に係る利便性について印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、改善を図っていきます。さらに、出入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関）についても、これまでのアンケート調査の結果から、平成19年度には、記入のしやすい「携帯品・別送品申告書」へ改訂するとともに、税関職員の接遇の更なる向上を目指します。

当該目標に対応する中期的な業績指標として、「輸入通関における平均所要時間」を設

定し、上記のような税関手続の改善等の取組によって国際物流の迅速化・円滑化がどれだけ実現されているかを測定します。さらに、「簡易申告制度の利用状況（特例輸入者数）」及び「特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数）」を設定し、コンプライアンス（法令遵守）の優れた輸出入者に対する特例措置の利用状況を測定します。また、「輸出入通関における利用者満足度」を設定し、これらの取組に対する総合的な利用者の満足度を測定します。

業績指標 5-3-7：輸入通関における平均所要時間（単位：時間）

		平成9年度 (H10.3実施)	12年度 (H13.3実施)	15年度 (H16.3実施)	17年度 (H18.3実施)	20年度目標
平均所要時間	海上	5.6(86.7)	4.9(73.8)	4.3(67.1)	3.3(63.8)	3
	航空	0.7(31.5)	0.6(25.7)	0.4(17.0)	0.4(14.4)	0.4

（出所）関税局業務課調

（注1）輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

（注2）調査を実施した年度のみ計上している。

（注3）目標年度（調査実施年度）は、今後の状況により変更する場合がある。

（新）業績指標 5-3-8：簡易申告制度の利用状況（特例輸入者数）（単位：者）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
特例輸入者数	54	56	55	N.A.	60

（出所）関税局業務課調

（注1）各年度末における特例輸入者数。

（注2）平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

（新）業績指標 5-3-9：特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数）（単位：者）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
特定輸出者数	—	—	1	N.A.	50

（出所）関税局業務課調

（注1）各年度末における特定輸出者数。

（注2）本制度の導入が平成18年3月1日であるため、平成15年度及び16年度の実績はない。

（注3）平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

業績指標 5-3-10：輸出入通関における利用者満足度（単位：%）

		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
満足度	輸出入者	20.1	20.2	24.5	N.A.	30
	通関業者	28.1	24.6	33.0	N.A.	40

（出所）関税局業務課調（アンケート調査による）

（注1）アンケート調査の概要についてはP175参照。

（注2）平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

- 施策 5-3-5：次期税関システムを開発・導入することにより、利用者の利便性の向上を図る。（成果重視事業）

イ 税関システムの現状

国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献するために、税関手続の改善等のほか、税関の業務及びITシステムの最適化に向けた見直しにも重点的に取り組んでいます。

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に通関情報処理システム（NACCS）を導入し、以後も累次のシステム更改や他省庁システムとのインターフェース化（連携）等を行い、通関の迅速化や、輸出入者等の利便性の向上を図っています。

ロ 次期税関システムの開発

輸出入及び港湾・空港の税関手続について、適正な通関を確保しつつ、迅速かつ円滑な処理を実施することにより利用者の利便性を向上させ、国際物流の迅速化・円滑化・電子化に貢献するため、平成18年3月に決定した「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システムの最適化計画」に基づき、次期税関システムの開発を着実に進めます（次期海上システム：平成20年10月、次期航空システム：平成21年度中）。

この次期税関システムの開発・運用に当たっては、利用者にとって使いやすく、コストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築することを心がけており、今後とも利用者の利便性の一層の向上に努めていきます。

また、シングルウィンドウについては、平成17年12月に決定した「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年10月に府省共通ポータルを開発し、次世代シングルウィンドウを実現することとしており、関係府省と協力し、着実に開発を進めます。

当該施策に対応する業績指標として、「次期NACCSの利用状況（システム処理率）」及び「次期NACCSの運用状況（システム稼働率）」を設定し、国際物流の電子化等への貢献状況を測定します。

なお、この次期税関システム開発事業については、「成果重視事業」として、平成19年度に10億円の予算措置をしています。

（新）業績指標 5-3-11：次期NACCSの利用状況（システム処理率）（単位：％）

	平成21年目標値	22年目標値
システム処理率	海上貨物の輸出入申告のシステム処理率 96%	全貨物の輸出入申告のシステム処理率 97%

（出所）関税局総務課事務管理室調

（注1）NACCSにより処理された輸出入申告件数/税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む）。

（注2）システム処理率において、平成21年目標値は、海上NACCSのみ更改されているため、海上貨物のシステム処理率のみ設定。

(新)業績指標 5-3-12: 次期NACC Sの運用状況(システム稼働率) (単位: %)

システム稼働率	平成21年度目標値	22年度目標値
航空NACC S	—	99.99
海上NACC S	99.99	99.99

(出所) 独立行政法人通関情報処理センター調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間

(注2) 航空NACC Sの稼働率において、平成21年度目標値は、システム更改前のため、設定していない。

○ 施策 5-3-6: 実効性ある税関行政実現のための情報提供

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入しようとする貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、社会悪物品等の密輸阻止が重要であり、国民の皆様には水際取締りの実態とともに、その重要性を知っていただくことが必要です。さらに、適正な通関を確保しつつ、迅速かつ円滑な処理を実現するためには、利用者が税関手続等に関する情報を、必要な時に得られることが必要です。

このため、平成19年度においては、引き続き、輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を税関ホームページ等に掲載し、その提供に努めるとともに、講演会や業務説明会等を通じて、これらの情報を積極的に発信していきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」を設定し、インターネットを通じた情報提供の度合いを測定します。また、「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」を設定し、通関手続や水際取締りに関する情報発信がどの程度認知されているか測定します。

業績指標 5-3-13: 税関ホームページへのアクセス状況 (単位: 件)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
アクセス件数	56,458,949	106,659,378	132,741,425	N.A.	154,000,000
訪問者数	851,166	997,921	1,180,507	N.A.	1,370,000

(出所) 関税局総務課調

(注1) 税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp>)を参照した件数。

平成19年度実施計画書から「トップページ(日本語版・英語版)」の件数を「ホームページ(全体)」にかえて採用している。

(注2) 訪問者数は、税関ホームページを訪問した者の数を月単位で計測したもの。

平成19年度実施計画書から「訪問数(30分以内のアクセスを1カウントとする)」を「訪問者数」にかえて採用している。

(注3) 平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

(新)業績指標 5-3-14：輸出入通関制度の認知度

(単位：％)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
事前教示制度	62.8	64.0	69.4	N.A.	70
他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明	54.1	64.6	66.7	N.A.	70
納期限延長制度	69.2	72.0	74.8	N.A.	80
簡易申告制度	79.1	74.8	78.0	N.A.	80
特定輸出申告制度	—	—	—	N.A.	70
執務時間外における通関	73.8	93.5	88.2	N.A.	90

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP175参照。

(注2) 平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

(注3) 「特定輸出申告制度」については、平成18年3月施行のため、過去の実績はない。

業績指標 5-3-15：密輸取締り活動に関する認知度

(単位：％)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
認知度	57.6	68.6	78.4	N.A.	80

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP175参照。

(注2) 平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

また、税関では、関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続に関する相談を受け付ける総合的な窓口として、税関相談官を設置するとともに、税関手続についての相談を税関ホームページ上のキーワード検索や音声及びファックスで自動的に回答する「カスタムスアンサー」を導入しており、このような取組により、他省庁所管の手続を含む輸出入関連手続全般にわたる幅広い情報を提供しています。

税関相談制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図り、利用者の方々の要望によりかなったものとしていきます。

近年、個人を含め輸出入を行う方の増加により、「カスタムスアンサー」に求められる情報が多種多様化しており、その利用の大部分がインターネットによるものであることから、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」の充実に重点をおき、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを実施する等、利用者にとってより使いやすいものにしていきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関相談制度の運用状況（税関相談に即日で対応した割合）」を設定し、税関相談に迅速に対応しているかどうかを測定します。また、「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」を設定し、税関相談事務の内容が利用者の方々の要望にかなったものであるかどうかを測定します。さらに、「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」を設定し、カスタムスアンサー（イン

ターネット版)を通じた税関手続に係る情報提供の度合いを測定します。

業績指標 5-3-16: 税関相談制度の運用状況(税関相談に即日に対応した割合)(単位: %)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
割合	99.8	99.8	99.9	N.A.	99.9

(出所) 関税局業務課調

(注1) 税関相談官が処理した事案のうち、受付から回答までの所要時間が即日だったものの割合。

(注2) 平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

業績指標 5-3-17: 税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)(単位: %)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
満足度	44.7	24.8	46.1	N.A.	50

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP176参照。

(注2) 平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

(新) 業績指標 5-3-18: カスタムスアンサー(インターネット版)利用件数 (単位: 件)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
利用件数	93,820	123,047	150,273	N.A.	175,000

(出所) 関税局業務課調

(注1) カスタムスアンサー(インターネット版)へのアクセス件数。

(注2) 平成18年度実績値は、19年6月末までにデータが確定するため、平成18年度実績評価書に掲載予定。

5. 参考・モニタリング指標

5-3-1	関税等徴収額(国税全体に占める割合を併記)
5-3-2	審査・検査における非違発見件数
5-3-3	税関分析法等の見直し及び検討件数
5-3-4	関税等の滞納整理中の税額
5-3-5	事後調査実績(実施件数)
5-3-6	事後調査実績(事後調査における不足申告価格(申告漏れ))
5-3-7	事後調査実績(事後調査における非違の割合)
5-3-8	加算税の徴収実績
5-3-9	通関業者の業務の運営状況(通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数)
5-3-10	事前教示制度の運用状況(事前教示回答件数)
5-3-11	保税地域数(総数、新規許可件数及び更新件数)
5-3-12	保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数
5-3-13	入港船舶・航空機数及び入国旅客数
5-3-14	旅具検査における摘発件数
5-3-15	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績(不正薬物・銃砲)
5-3-16	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績(盗難車両)

(新)

5-3-17	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（偽造カード等）
5-3-18	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（ワシントン条約該当物品）
5-3-19	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（知的財産侵害物品）
5-3-20	知的財産関連輸入差止申立等件数
5-3-21	関係機関との連携・情報収集の実績（国内関係機関からの情報入手件数・外国関係機関との情報交換件数）
5-3-22	関係機関との連携・情報収集の実績（密輸防止に関する覚書に基づく通報件数・密輸情報ダイヤルへの情報提供件数）
5-3-23	関係機関との連携・情報収集の実績（国内関係機関との共同取締・犯則調査件数）
5-3-24	積荷、旅客及び乗組員に関する事前報告状況（事前報告されたものの割合）
5-3-25	N A C C Sの利用状況（システム処理率）
5-3-26	N A C C Sの運用状況（システム稼働率）
5-3-27	旅具通関に対する利用者の評価
5-3-28	税関による講演会・説明会の開催回数
5-3-29	税関の密輸抑止効果についての認識
5-3-30	税関手続及び様式のホームページへの掲載件数
5-3-31	税関相談制度の運用状況（相談処理件数）
総 5-6	輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（再）
5-1-1	輸出入許可・承認件数の推移（再）